

第7回吹田市政策会議開催結果について

日時:平成28年11月1日(火)9時25分～9時55分

場所:特別会議室(本庁舎高層棟4階)

政策会議構成員10名の出席

(市長、春藤副市長、池田副市長、特命統括監、総務部長、行政経営部長、児童部長、福祉部長、地域医療・保健施策担当理事、環境部長)

○案 件 名	○担当及び関連する部局名
吹田市環境の保全等に関する条例及び施行規則の一部改正の骨子案	環境部環境保全課
○審議内容と結果	
【案件概要】 近年、本市において解体工事に伴う苦情件数は増加傾向にあり、今後も解体工事件数は増加することが見込まれます。工事について周辺住民の理解を深め、住民と事業者間のトラブルを未然に防ぐため、解体工事の発注者に対し、特定工事のうち一定規模以上の解体工事を施行する場合は、説明会の開催を新たに義務付けます。加えて、特定工事のうち解体工事を施行する場合は、標識の設置及び市への報告を義務付け、解体工事の内容が周辺住民に確実に周知されるよう、条例及び施行規則を改正するものです。	
【所管部の考え方】 周辺住民の理解を深め、住民と事業者間のトラブルを未然に防止することで、市民の安全で健康かつ快適な生活の確保に資することを目的として、条例及び施行規則を改正する必要があります。	
【審議事項】 吹田市環境の保全等に関する条例及び施行規則の一部改正の可否について審議します。	
【審議結果】 環境部より、資料に基づき、審議事項について説明があり、その後質疑応答を行いました。 質問・・・この時期に条例改正を行う理由は何か。 回答・・・市民の方から解体工事にかかる騒音等についてご意見をいただくことが多く、少しでも早い時期に条例を改正して、各方面に説明をしたいと考えているため。 指示・・・改正後の条例は、条件によっては住民説明会を義務付けるという内容であり、全国的に見ても厳しいものとなっている。施行後もさまざまな反応が想定されるため、丁寧な対応が必要である。 また、特定建設作業を行うのは民間事業者だけでなく、公共事業においても実施するため、庁内周知も徹底するように。 指示・・・今回の改正は、説明会を行わせることが本来の目的ではなく、あくまで良好な生活環境を維持するために行うものである。改正の説明の際には、本来の目的が伝わるような説明をしてほしい。 また、解体ガイドラインや住民説明会の手引きなど、条例改正の実効性を高める方策を取ってほしい。 まとめ・・・本件の方向性について承認された。条例改正の目的を効果的に達成するための取組を検討し、手続きを進めることとする。	